

業 務 仕 様 書

1. 一 般 作業の実施に当たっては、仕様書によるものとし、明記なき点については本市監督員と協議を行い、その指示に従うものとする。
 本業務施行前に、業務計画書を監督員に提出し、承認を得ること。
 市民要望等の緊急を要する業務内容は原則として市監督員からの指示後7日以内には作業に着手すること。

2. 業務区域について
 業務区域は、指定区域（別表）の除草・剪定を実施すること。
 ただし、区域外の作業についても、監督員の指示により行うこともある。

3. 作 業 (1) 作業時間は9時00分より17時00分までの範囲とする。
 但し、監督員の指示により変更することができる。
 (2) 除草作業は、機械肩掛式を基本とし、機械除草が出来ない場合は人力除草とする。作業中は通行人・車両等に十分注意し、一般の交通に支障をさせないこと、また公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。一般の交通に支障となる箇所については交通誘導警備員を配置し、交通安全に努めなければならない。
 万一事故発生の場合は、受託者の責任により処理することと共に監督員に報告すること。
 (3) 作業上障害となるものは事前に取り除き、除草・剪定を行うこと。
 (4)刈込みした草は、概ね1m程に切束ねて、横須賀市南処理工場（神明町）に運搬し処理すること。持込み時は、荷卸し作業する軽作業員を付けること。
 (5) 剪定枝の処分先はチップ化作業場とする。
 (6) (4)・(5)の持込処分費は各作業内容に含まれている。
 (7) 除草区域内のゴミ等については、隣接する道路付近に収集し、速やかに監督員に連絡すること。
 (8) 作業時期及び範囲は、監督員と現地立会の上決定する。
 (9) 高所作業車の使用については、施行前に監督員と調整し事前に決定する。使用する高所作業車についてはトラック架装・作業床高12.0mを標準とする。

4. 写真管理等について

受託者は施行前に監督員に連絡し、確認の必要があるときは、その指示に従うものとする。

また、施行前には必ず写真撮影を行い、作業中、施行後も同一場所で写真を撮り、整理し監督員に提出しなければならない。

除草については、平面図に除草面積を表すこと。剪定については、検寸写真を撮ること。また平面図に木の幹周と本数を表すこと。

5. その他

- (1) 沿道の住民等により苦情及び陳情があったときは丁寧に対応し、監督員に報告し、必要に応じて指示を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのないものについては、両者協議の上、定めるものとする。
- (3) 契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

6. 業務委託に係る提出資料について

受託者は、廃棄物処理（剪定枝・草）について、環境汚染の予防、地球環境保全等の促進を図るために下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 横須賀市南処理工場（神明町）の計量票を提出すること。
- (2) チップ化を証明できる書類を提出すること。

7. 各工種について

(1) 除 草

ア) 機械除草箇所は人力除草箇所以外とし、車道・歩道・家屋等が隣接している場合は、ベニヤ・シート等で飛び石に注意し、地際で刈り取ること。

ただし、機械除草には人力による仕上げ除草も含まれている。

イ) 刈込みした草は、その場に放置せず速やかに片づけること。

ウ) 除草跡はきれいに均し清掃すること。

エ) フェンスつる草等の除草は監督員の指示を受けること。

オ) 作業期間については、監督員の指示を受けること。

(2) 蜂の巣除去（アシナガバチ等）

ア) 除去した蜂の巣は、その場に放置せず速やかに片づけること。

イ) 使用する農薬は、適切な薬品を使用すること。

この場合、使用する薬品については監督員の承認を得ること。

- ウ) 散布については、隣接民家・通行者等に対し薬害のないよう十分注意し、散布のお知らせ及び看板を立て、周知すること。
万一事故発生の場合は受託者の責任により処理すること。
- エ) その他一般注意事項は、神奈川県病害虫雑草防除指導指針に従うこと。
- オ) 散布日時・散布場所・使用薬品の種類・使用量・希釈倍数を帳簿に記載し、報告書に写しを添付すること。
- カ) 生息が確認できたスズメバチの巣を発見した場合は、本市が対応するので速やかに監督員に報告すること。

特記事項 (坂本芦名線ほか道路事業用地除草業務委託)

- (1) 履行期間満了日までに、委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から6月30日まで、本契約と同条件で契約するものとする。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の1か月前までに通知すること。
- (2) 本業務には前払金の支払いは無いものとする。
- (3) 位置図①、②、③、④、⑤、⑦、⑧については、除草時期(祭礼等)の調整がある。
- (4) この単価契約で示した内訳単価以外の工種を使用する場合は、協議により決定する。

坂本芦名線ほか道路事業用地除草業務委託 予定数量表

番号	路線名等	施工場所	機械 除草 (m2)	人力 除草 (m2)	人力 除草 フェンス つる 草等 (m2)	蜂の 巣除 去 (箇所)	幹周 60cm 未満 (本)	幹周 60cm 以上 120cm 未満 (本)	高所 作業 車 (日)	交通 誘導 警備 員 (人日)
①	坂本芦名線	芦名1丁目297番3ほか	158			1				
②	坂本芦名線	芦名1丁目508番1ほか		72	10					
③	坂本芦名線	芦名1丁目511番1		50	5					
④	坂本芦名線	芦名1丁目597番1		65	10					
⑤	坂本芦名線	芦名1丁目1172番1ほか	25		10					
⑥	坂本芦名線	芦名2丁目1516番1ほか	121							
⑦	佐島の丘通り線	芦名1丁目476番5ほか	129							
⑧	佐島の丘通り線	芦名1丁目477番3	35		10					
⑨	浦賀野比線	長瀬2丁目322番1ほか			169	1	9	9	2	2
⑩	金谷駿河坂線	平作6丁目3208番96ほか		49	20					
⑪	金谷駿河坂線	平作6丁目3208番86ほか		45	20					
⑫	金谷駿河坂線	平作6丁目3208番19ほか		49	20					
⑬	金谷駿河坂線	平作6丁目3208番10ほか		59	20					
⑭	太田和長坂線	長坂3丁目2048番18ほか		69	25					
⑮	野比北武線	武1丁目1638番4ほか	20							
⑯	その他	監督員の指示による	10	10	10					
合計			498	468	329	2	9	9	2	2

坂本芦名線ほか道路事業用地除草業務委託内訳書（単価契約用）

（税抜）

種 別	細 別	単 位	予定数量	上限単価	契約単価
機械除草肩掛式	肩掛式	m ²	498	389	
人力除草		m ²	467	530	
人力除草	フェンスつる草等	m ²	329	1,391	
蜂の巣除去	アシナガバチ等	箇所	2	11,594	
高木剪定	幹周 60 cm未満	本	9	13,619	
高木剪定	幹周 60 cm以上 120 未満	本	9	33,932	
高所作業車	トラック架装・作業床高 12.0m	日	2	93,037	
交通誘導警備員	交通誘導警備員 B	人日	2	31,690	

- ※ 契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえることができない。
- ※ 予定数量に契約単価を乗じた金額（税抜）の合計金額を入札金額とすること。
- ※ 契約単価は、契約者が記入すること。